

北海道議會時報

第 10 卷 第 10 号
昭 和 33 年 10 月



北海道議會事務局

議会の動き

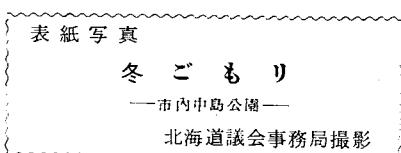
雑録

常任委員会	一〇
総合開発調査特別委員会	一一
特別委員会	一二
地方行政疑義問答集	一四
会議の諸原則について	一四
(4) 過半数について	一四

九月のメモ

会合

全国都道府県議會議長会



議会の實録

K.ii

ているのかその調査結果について、岡林委員（社）より、十一月一日の町制施行を強力に推進したいことについてそれぞれ質疑及び意見があり、総務部次長より答弁、委員長より、本問題については時間的にもまた技術的にも困難性があるので第三回定例道議会終了後において現地調査を考えたい旨を述べた。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 三和村を町とすることについて 音別村長
- (2) 音別村を町とすることについて 音別村長
- (3) 観泉村を町とすることについて 観泉村長
- (4) 豊富村を町とすることについて 豊富村長

常任委員会

総務委員会

○九月二十四日 午前十二時五十四分、第一委員室において開議、午後二時三十二分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

- ① 総務部長より、第三回定例道議会に提出予定の主なる案件について、財政課長より、北海道歳入歳出追加更正予算案の内容についてそれぞれ説明を聴取、ついで開議前四カ村から陳情のあつた町制施行に関する現地調査の取扱いについて諮り、井口委員（社）より、十一月一日施行に間に合わせるとしても種々問題もあるから理事者も本委員会としても充分調査を行つて次の議会に持ち込んだ方がよいと考える旨、伊藤（作）委員（自民）より、調査項目を同一にきめて手わけして現地調査をすればできるのではないかということについて、西野委員（自民）より、四村のうちどの村がどのようになつ

厚生委員会

○九月十九日 午後一時五十八分、第三委員室において開議、午後二時五十分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

一般議事

- ① 樺太地区第十六次引揚者出迎えの経過について派遣委員から書面による報告があつた後、委員長より、昭和三十四年度民生部関係国費予算について説明を求め、福祉課次長より、特に表現をみたいものとして生活保護施設及び児童福祉施設事務費基準改訂（職員に対し石炭手当及び寒冷地給与を与えるため）問題及び養老院設置に対する補助問題に関する説明にあわせて協力方の要請を聴取、ついで中山委員（自民）より、寒冷地給与問題については今までどのような動きをしてきたか、また大蔵省に対する働きかけはどうかと質疑があり、福祉課次長より答弁の後、中山委員より、大蔵省に対しても

は自民党政調会等を動かさなければ難しいのではないかと意見があり、ついで委員長より、厚生省当局は大蔵省にも要請運動をしてもらいたいとの意向であったことを述べた後、急を要する問題であるので直ちに委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は委員長及び橋本（清）副委員長（社）、派遣期間は九月二十日より二十五日までの六日間と決した。

- ② 和平委員（社）より、厚生年金病院設置問題に関し、札幌の医師会が反対書面を厚生省に提出したことが大きな支障になつているとの話があることに関連して設置問題の経緯老人住宅の確保に対する見解及び今後の善処方について、橋本（清）副委員長（社）より、野犬の被害対策問題に関連して飼犬管理条例制定を次期議会に提案する考えがあるかどうか（関連して高田委員（社）より、重大社会問題であるので衛生部、公安委員会で協議の上何等かの措置をとられたいと要望があり）及び被害関係資料の提出方について、太田委員（社）より、養老年金の支給で養老院入院者に対する扱はどうなるかまた年金支給方法についての問題（関連して高田委員（社）より、老人福祉の一環としての年金であるので適切なる運営をされたいと要望があり）について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、衛生部長、保険課長、福祉課次長より答弁。
③ 本日聴取した陳情は次のとおり。
保健所医師職員の待遇改善について

北海道保健所運営協議会代表

○九月二十五日

午後一時十六分、第三委員室において開議、午後三時六十五分解散、委員長事故のため職務代理者 宮本仙

松（協ク）

一般議事

- 今議会に提案予定の議案第三十九号（北海道保健所使用料条例等の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、宮本委員長代理より、本件は委員会付託前ではあるが十月一日が施行期日となつていて関係から事前に委員会の態度を決定し報告するよう議長より申出があつたことを述べた後、医務薬事課長より説明を聴取、ついで太田委員（社）より、予算との関係はどうかと質疑があり、医務薬事課長より答弁の後、異議なく原案のとおり認めることとし、この旨を議長に報告することとした。
- 九月十日 午後一時五十八分、各派交渉室において開議、午後三時六十分解散、委員長 大島三郎（自民）
- 一般議事
- ① 委員長より、王子製紙の労働争議の経過について説明を求め、労働部長より説明を聴取、ついで秋山委員（協ク）より、労働者の生活状況はどうか、この争議をみて各地の労働者がわれわれもやるといふような空氣はないか等について、松尾委員（自民）より、第一組合員の生活確保のため労働金庫の資金を利用していないか、第二組合員の八百九十七名というのは苦小牧だけの数かどうか、この争議により倒産したような下請中小企業はないか、第二組合はオーブンを認めるのかどうか、労働争議の場合第三、第五の力が入ってきて地元以上に活動するが本争議でそのような状勢はないか、組合員以外の生活脱落者を救う体制をとるべき必要があること等について、山本委員（自民）より、第二組合については夏期手当が決定しているが

支給済みかどうか、第一組合は組合員に基本給の七割を貸付けてい
るが第二組合にはこれを行う母体はないのか（関連して、宮坂委員

（自民）より、王子職員の平均収入額について質疑があり）等につ

いて、高橋（源）委員（自民）より、第二組合の就労条件、地労委及

び中労委の態度等について、新川委員（社）より、一触即発の現状

より、当委員会としては中労委及び地労委に対しもつと動いてくれ

るよう要望書を出してはどうか（宮坂委員（自民）より、同様の意

見があり）についてそれぞれ質疑及び意見があり、労働部長、労政

課長より答弁の後、本問題の取扱いについては地労委及び中労委に

対し積極的に解決を図られるよう要望することに異議なく決定、つ

いで本件は議会で議決を得たものではないので委員会として自発的

に意思表示をすることに決し、その運動方法、時期について協議の

ため午後三時一分一旦休憩（休憩中協議。）、午後三時五分再開の

後、社会、自民両党より各一名を中央に派遣することとした、なお

争議の様相に緊急事態が生じた時は再度委員会を開催することに決

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 北海道労働部に職業訓練課新設方の件

北海道技能者養成協会副会長

(2) 王子製紙工業株式会社の労働争議の早期解決方の件

苫小牧市長

○九月六日

午前十一時二分、第一委員室において開議、午前十一時五

十八分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）
農務委員会

一般議事

① 桶谷委員（自民）より、別紙「園芸作物振興対策小委員会調査報告書」に基いて調査の経過並びに結果について報告があつた後、請願第五百五十六号（園芸農業振興対策の件）については採択とし、

小委員会よりの道に対する七項目にわたる意見については当委員会として満場一致承認を行い、なおこれが実現方については早急対策を講ずるよう理事者を要望することについて諮り、異議なくそのこ

とに決定、ついで委員長より、理事者に対し七項目の対策事項について検討の上善処されたいことを要望。

② 委員長より、道が立案した「酪農恒久安定振興方策」（修正案）を過日正副委員長が下調べを行つたが本日再度検討を願いこれを陳情

書として中央に要請を行うことにしたいと述べた後、当初案の改正点について説明を求め、畜産課長より説明を聴取、ついで委員長より、牛乳及び乳製品の運賃減免関係が入つていながどうするかと質疑、畜産課主任技師より答弁の後、本案についてはこれを了承、知事と議長の連名で陳情を行うこととした。

③ 委員長より、昭和三十四年度農務関係国費予算要求事項について説明を求め、農政課長、農業改良課長、畜産課次長より、それぞれの所管について説明を聴取、ついで委員長より、寒冷地烟作振興費が、昨年七億円ついたがどうなつたか、また第一次指定分に金を流す要領は決つたかどうか、特別立法推進問題の経過等について質疑、

農務部長、農政課長より答弁の後、委員長より、寒冷地農業確立の特別立法化推進については一番重要な問題であるので農務部長もできる限り上京してともに折衝を願いたいと述べた、次に委員長より、馬鈴薯でん粉の政府買上げ要請については知事が要請しているのかと質疑、農務部長より答弁、ついで畜産課次長より、高度集約牧野補助金問題、乳価問題、酪農振興基金設置問題等のその後の経過について説明を聴取。

④ 明日より酪農恒久安定対策の件で上京する委員長及び橋本（正）

（社）児玉（自民） 蒔田（自民） 各委員は、あわせて豆類價格安定の件及び馬鈴薯でん粉買上げの件についても折衝してることとした。また、先般決定の道内調査については五委員が日高、胆振、渡島、桧山、後志の道南五支庁管内を明日より一週間の予定で実施することとした。

⑤ 請願、陳情の審査については請願第五百五十六号以外はすべて次回に持越すこととした。

建設委員会

○九月十一日 午後一時二十五分、第一委員室において開議、午後二時三十四分散会、委員長 中牧 保（自民）

一般議事

① 建築部長より、昭和三十四年度公営住宅建設事業予算要求の道と他府県との比較、昭和三十四年度公営住宅建設事業予算の建設省及び開発庁要求内訳、公営住宅家賃の道と他府県との比較、公営住宅建設事業の事業主体と財政負担に関する道と他府県との比較等につ

いて説明を聴取の後、児見山委員（社）より、開発庁と建設省の予算要求率が違う理由について、大石委員（社）より、開発庁の公営住宅坪数及び一戸当たりの工事費が建設省より下廻っている理由について、それぞれ質疑があり、建設部長より答弁。

② 土木部長より、昭和三十四年度公共事業費概算要求について説明を聴取の後、糸川委員（社）より、雪寒地域道路事業費補助のうち除雪事業は三十三年度零であったものが来年度は一千百万円要求することになつた理由及び防雪事業についての要求が極めて少額であることに関連してこの予算要求の理論的根柢、河川改修費補助に関し三十三年度予算の三倍に飛躍して増額要求した理由、雪寒地域建設機械整備費補助に関し三十三年度の二倍強と増額要求した意図等について質疑及び意見があり、土木部長より答弁。

③ 道内道路橋梁等建設状況視察の経過について黒松委員（協ク）（道北班）及び高橋（右）副委員長（協ク）（道東班）より、それぞれ報告。

④ 委員長より、十月二十六日メキシコにおいて開催の国際道路連盟第三回世界大会に日本代表として出席し大会終了後は単身ロンドン、パリ、ローマ等を視察して十二月二日帰國するが、この間の第三回定例道議会及び建設委員会には出席出来ないのでよろしく願いたいと述べた。

⑤ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことにして決定。

⑥ 土木部長より、離島航路整備会社に対する出資問題のその後の経過について説明を聴取。

⑦ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 町道ベンケ線の道道昇格について
- (2) サンル川支流十二線沢川の準用河川の昇格について

下川町長

○九月二十四日 午後一時四十三分、第二委員室において開議、午後二時四十五分散会、委員長 中牧 保（自民）

請願、陳情の審査

願

第二一八号 日雇労働者の簡易住宅建設の件

（不採択）

第四一〇号 プロツク生産業者育成強化の件

（保留）

第五〇四号 常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件

（保留）

第五一七号 比布村地内比布川及び支流蘭留川を準用河川に昇格の件

（採択）

第五三三号 浦河町地内町道荻一号線を道道に昇格の件

（採択）

第五三四号 道道夕張鶲川線中穂別市街キウス石油沢間路線変更の件

（採択）

第五三五号 道道夕張鶲川線中稻里長和登川間路線変更の件

（採択）

第五六〇号 常呂町地内村道二十三号線改良工事を道費補助事業として施行の件

（採択）

第五六一號 津別町地内達婦川を道費河川に昇格の件（保留）
第五六三号 沼田町字昭和小平村字下記念別間開発道路新設の件

（保留）

第五六四号 羽幌朱鞠内間開発道路新設の件

（保留）

第五六五号 北竜村地内美葉牛川及び小豆川を河川法準用河川認定の件

（採択）

第五六六号 幌加内地内道道沼田土別線改良補修工事施行の件

（採択）

第五六七号 幌加内川改良工事実施の件

（保留）

第五六八号 幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に認定の件

第五六九号 幌加内村地内十三線川浅瀬川朱鞠内川を準用河川認定の件

（保留）

第五七〇号 道道幌加内旭川線改良工事施行の件

（採択）

第五七二号 中頓別町地内小頓別駅前道路を道道に認定の件

（不採択）

第五七六号 音更町地内万年橋を永久橋に架換の件

（採択）

第五七七号 鷹栖村地内インベウン川並びにチライウエンベツ川を道費河川に昇格の件

（保留）

第五七九号 幌加内村地内朱鞠内名寄市間開発道路新設の件

（保留）

陳情

第四三五号 苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件

（採択）

第四三八号 幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件

（不採択）

第七二二号 大樹町地内町村道中島線及び曆舟原野線を道道に昇格の件

（採択）

第七九二号 砂川歌志内地内町道北三号線道路を道道に昇格の件

（不採択）

第八四九号 自家発電施設使用の水利権使用料免除の件

（不採択）

第八五六号 蘭琴山觀光道路（仮称）新設の件

（保留）

第八六六号 定期航路苦前天亮線の船舶建造に対し道費助成の件

（不採択）

第八九七号 中川村地内道道板谷佐久停車場線延長の件

（採択）

第八九八号 福島町地内桧倉川を道費河川に昇格の件（採択）

（採択）

第九一九号 札文村所在漁港の浚渫工事施行の件 (採択)
第九二〇号 道道斜里美幌線一部改良工事施行の件 (採択)
第九五三号 函館市賀浦町十八番地先海岸護岸工事施行の件 (採択)

① 宮北委員（社）より昭和三十四年度農地開拓関係国費予算に關する中央折衝の経過について報告、増田委員（社）より、土地改良事業の補助率引上げ問題の今後の見通しについて質疑があり、宮北委員より応答。

第九五七号 妹背牛秩父別間道路を道道に昇格の件 (採択)

第九六二号 豊平川に南二十二条橋（仮称）架設の件 (採択)

第九七〇号 道道本別新得線道路改良工事施行の件 (採択)

第九七一号 道道清水然別線道路改良工事施行の件 (採択)

第九七二号 道道本別新得線中新清橋を永久橋に架替の件 (採択)

第九七三号 道道清水然別線中上川橋の補修工事及び永久橋架替の件 (採択)

第九七四号 道道本別新得線一部の冬期交通確保実現の件 (採択)

第一、〇〇〇号 沼田町地内道道士別沼田線巾員拡張工事施行の件 (採択)

第一、〇〇二号 美瑛町地内辺別川郎根内市街地並びに下宇莫別地内改修工事施行の件 (採択)

② 委員長より、不良土地改良事業の調査経過について報告、ついで農地開拓部長より、昭和三十四年度食糧増産対策費概算要求状況（道、開発庁、農林省）及び開拓入植計画戸数について説明を聴取の後、岩田委員（自民）より、開発庁案が決つた時期、道は今後開発庁案によつて折衝を行うのか、また道の要求を農林省、開発庁に要求することができなくなつたというのか、関連して開発庁では基本的条件を開発審議会にかけているが数字的なものはかけてない、開発庁案を支持していくというが事務的に決つたにしても政治的に決つたものでないので今後どのようにしていくか等について質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、ついで委員長及び宮北（社）岩田（自民）各委員より、道案と開発庁案とからみて今後政治的折衝を必要とする述べた。

③ 委員長より、不振土地改良地区対策について説明を求め、農地開拓部長より、石狩町志美地区、三和村熟鄧、大成、豊幌地区、白老町白老地区、苦小牧市旭前地区、森町森地区、長万部町栄原地区の更生計画の考え方等について説明、ついで朝日委員（協ク）より、水田はあるが水稻地帯ではないのでこれを省いて酪農經營に切替えることが必要であること、開協に加入しているとすればそれを解消して農協に加入し負債整理をはかるべきであること、今後の營農指導を充分考へるべきであること、等について、岩田委員（自民）より、当面の問題は負債整理であるが救済措置を講じてやるべきであり、特に金利の問題は緊急であるので、小委員をあげて中金に折衝してはどうか（関連して、朝日（協ク）宮北（社）増田（社）各委員より、同様の意見があり）と意見があつた後、午後零時五十五分

農地開拓委員会

○九月六日 午前十一時二十五分、各派交渉室において開議、午後一時

十六分散会、委員長 笠井幸衛（社）

一旦休憩（休憩中協議。）、午後一時十分再開の後、委員長より一応これだけの土地改良事業について対策調査のため四名をもつて構成する小委員会を設置することについて諮り、異議なくそのことに決し、委員には増田（社）宮北（社）朝日（協ク）岩田（自民）各委員が決定した。

- ④ 上川、網走、釧路、根室、十勝各支庁管内の道内調査は九月十七日から七日間の予定とし、日程については委員長に一任と決定。

○九月六日 午後一時二十分、各派交渉室において不振土地改良区振興

対策小委員会を開議、午後一時二十五分散会、小委員長

宮北三七郎（社）

小委員長の互選

岩田臨時小委員長（自民）より、小委員長互選の方法について諮り、朝日委員（協ク）より、指名推選の方法により宮北委員（社）を小委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

○九月二十四日 午前十一時五十分、第三委員室において開拓林野調整

小委員会を開議、午後零時三十五分散会、小委員長朝

日昇（協ク）

小委員長より、本日の文教林務小委員会との連合審査会に臨むに当り當小委員会として意見をまとめたいと述べ、ついで農地開拓部と林務部の詰合状況について、津川委員（社）より、造林地等の調整が必要であるが地元の意慾があるので充分詰合つて決めることがよいと思うことについて、笠井委員長（社）より、開拓審議会の結論についてそれぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部次長、開拓計画課長より答弁、ついで小委員長、津川委員及び笠井委員長より、白川地区、愛山地区等について種々質疑及び意見があり、農地開拓

部長、開拓經營課長、適地調査係長より答弁の後、笠井委員長より、両部の充分な詰合により処理を進めるべきあること、個人に配分した土地の開墾は機械で行う場合は横の連絡を充分とするべきであることについて、小委員長より、林務部と良く相談して進めるべきであることについてそれぞれ意見が述べられた。

○九月二十四日 午後二時五十五分、第三委員室において農地開拓文教

林務小委員会連合審査会を開議、午後三時三十分散会、

小委員長朝日昇（協ク）

林野農地兩行政調整の件

小委員長より、両小委員長の詰合で足寄町大与地地区に対しても

「酪農を主体とした農家經營とし、買収の対象とするが土地利用効率性に適合した開拓計画をたてるべきである」としたことを述べ、理事者に對し人工林、水源かん養林、薪炭備林、防風林について開拓計画の中で考えてもらいたいと要望、森林企画課長より答弁、ついで笠井農地開拓委員長より、この地区は開拓審議会で調査中であり、結論はまだ出されていないので当連合審査会の意見は抽象的でよいと思う、土地利用効率性に適合する計画については実態に即したものでなければならない。即ち大与地地区は気象条件には必ずしも恵まれていないので森林的なものは最大に活かすようでなければ農家經營は成立しないことについて、中野（定）委員（社）より、土地利用効率性に適合する計画ということについては森林的な薪炭備林や防風林等を総合的に含めるということであれば賛成であることについてそれぞれ意見があつた後、本地区に対する連合審査会の意見は「酪農を主体とした農家經營として、買収の対象とするが土地利用効率性に適合した開拓計画をたてるべきである。」とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に上川町白川地区に対しても

で調整を図られたいと要望した。

「買収が決定したところであるが酪農、林業を主体とした農家經營とするよう計画をたて直すべきである。」としたことを述べ、林業をあわせ考えてやつてもらいたいと要望、開拓計画課長より答弁の後、津川委員（社）より、「酪農を主体とし林業を加味した農家經營とするよう計画の面で話し合うべきである。」と改めてはどうかについて、伊藤（弘）委員（自民）より、平坦地は全面的酪農地として開けば開けるが周囲に二重にした防風林を考慮するのであれば賛成であることについてそれぞれ意見があつた後、本地区に対する連合審査会の意見は「すでに買収が決定したところであるが、酪農を主体とし林業を加味した農家經營とするよう計画の面で話し合うべきである。」とすることについて詰り、異議なくそのことに決定、次に愛別村愛山地区に対しても「開墾遅延ははなはだ遺憾である、速かに最終年度までに開墾を完了するよう行政措置を講ずべきである。」としことを述べた後、農地開拓部長より、開墾遅延の理由、今後の方針等について説明を聴取、ついで安達委員（無）より愛山地区などを含め全体にいえることは国から補助をもらって植林する片方開墾地として取り上げられている、それも開墾適地としてそのまま放置されている現状である、植林地の買収に対しては林務部と特に詰合をしてそのようなことのないようにされたいことについて、伊藤（弘）委員（自民）より、植林はしても買収されるので計画がたたないという苦情をよく聞くがこの場合買収されるにしても林業をあわせて経営するよう指導されたいことについて、津川委員（社）より、今後これらの計画に対して両部は共に研究し合い充分連絡調整をとりつつ進めてもらいたいことについてそれぞれ意見があつた後、本地区に対する連合審査会の意見は「開墾遅延ははなはだ遺憾である」とすることについて詰り、異議なくそのことに決定、ついで小委員長より、本連合審査会はその任務を終了したので双方の理事者

水産委員会

一般議事

水産部長より、底曳禁止区域拡大問題に関し水産庁案が出されるまでの中央折衝の経過について報告、ついで漁業調整課長より水産庁案について説明を聴取、「北海道における中型底曳の禁止区域の拡大について」は九月一日より次のとおり措置することとした。

第一 日本海区

(1) 石狩湾（雄冬漁場）海域

二月一日から三月三十一日までの操業を禁止する。
(かけぞ漁業の調整)

(2) 天売、焼尻島周辺海域

五月一日から九月三十日までの操業を禁止する。
(かれい資源の保護)

(3) 遠別、天塩沖海域 周年の操業を禁止する。 (かれい資源の保護)

(4) ボケット周辺海域 (かけぞ漁業の競合調整)

(ii) 西部については周年の操業を禁止する。
(すけぞ漁業の競合調整)

(ii) 東部については十月十六日から一月十五日までの操業を禁

止する。

(たこ漁業の競合調整。)

第二 オホーツク海区

(1) 枝幸以北海域

四月一日から五月三十一日までの操業を禁止する。

(たこ漁業の調整。)

(2) 枝幸以南、枝幸紋別郡界までの海域

四月一日から四月三十日までの操業を禁止する。

(毛がに漁業の調整。)

(3) 紋別、網走沖海域

五月二十一日から七月二十日までの操業を禁止する。

(毛がに漁業の調整。)

第三 太平洋東部海区

(1) 散布崎以西の釧路沖海域

十一月十六日から一月三十一日までの操業を禁止する。

(たこ漁業の調整。)

(2) 広尾沖海域

十一月一日から五月三十一日までの操業を禁止する。

(たこ漁業の調整。)

第四 太平洋西部海区

(1) 浦河沖海域

周年の操業を禁止する。

(たこ及びかれい漁業の調整。)

(2) 白尻沖海域

周年の操業を禁止する。

(かれい及びすけぞ漁業の調整。)

ついで沖野副委員長（自民）より、第二の(2)(3)は同じ毛がにの調整であるが期間の異なる理由について質疑、底曳係長より答弁の後、

同副委員長より、水産庁と道の用いた資料の喰違い内容、資源についての水試発表が納得できない表現をしていることに関連して資源の消長要因、魚種別の産卵時期及び場所並びに洄游状況等、石狩湾海域が第一次案より後退した理由及び根室海域をとり上げなかつた理由、ほたて資源の減少理由（地帯別）、かれい資源は多少減少しているというが他の魚種はどうか、道は石狩湾海域と根室海域を特別保護区域としたが水産庁の考え方はどうか、道は禁止区域拡大案について事前に水産庁と緊密な連絡をとつていなかつたのではないか、取締りの具体的方策、揚網及び揚縄は時化による場合の期間をどう考えているか、たこ、毛がに、かれいを主に考えているが他の魚種についても充分考えてきたか、にしん混獲問題のその後の経過、最近の北海道の漁民数及び家族数（支庁別）、禁止区域拡大による底曳の収入減見込が道、水産庁、底曳業者の間で喰違つている原因、各海域における密漁船数（中型底曳船位のトン数の船）、今回告示された線では取締りが困難と思うがどうか関連して被害が出た場合行政が中に入るのか、水産庁は沿岸側にすけそうを一部しか与えていないがにしんに替るものはすけそう以外に望めない、道の助成条例も死んでしまうと思うがこれに対する道の見解等について、川村委員（社）より線の引き方について第二の(1)と(2)の海域間に真空地帶ができた理由、網走東部海域及び根室海域及び根室海域に線を引かなかつた理由、衆議院農林水産委員会で指摘された点（道内に密漁船が多い知事許可によるエビ桁の漁法は底曳同様でありこれらが沿岸に被害を与えているが本問題に大きな影響を与えていたが、指摘されるような操業の実態について調査したことがあるかどうか、エビ桁を特定の地域にのみ許可した理由また将来とも許可していく方針かどうか、今後も禁止区域拡大に努力し道案を近い将来に実現させるべきであるがこの際エビ桁及び小手縄を全廃すべきでないか等について、松平委員（自民）より、線の引き方が前回案より縮少

した理由、沿岸資源の減少は海流の影響とのことであるがそうとすれば魚はどこに行つているのか、水試が実施している底曳試験の調査結果、雄冬たるばは最も競合するが被害に対する補償等について具体的打合せがなされたかどうか等について、それぞれ質疑及び意見があり、答弁は水産部長よりの要請もあつて後刻聽取することとし、午後二時二十二分一旦休憩、午後四時十三分再開の後、水産部長、水産課長、漁業調整課長、底曳係長より、休憩前行われた三委員の質疑に対する答弁を聽取、ついで答弁に関連して沖野副委員長（自民）より、石狩湾海域と根室海域の特別保護区域問題は了了解し難いこと、資源問題に関し產卵場所はどこに移動したか、漁獲量がどれ位になれば乱獲ということになるか、宗谷のはたて資源は最近ほとんど絶えたがその原因、水試が過去に十隻の試験船を出して調査していたことに関し報告書が未提出であるがどのような調査をしたか、また調査費はどうなつたか、次回委員会で水試の資源論のことでききたいので調査責任者を呼んでもらいたいこと、本日より新区域で操業をしているわけであるが取締り手配はしたかどうか、被害補償については取締りと並行して水産庁に強く要請されたいこと、にしん混獲は陸上でも海上でも取締りのできない状態にあること、禁区拡大案について水産庁との事前折衝責任者である前水産部長の次回委員会出席方、沿岸漁家経済振興促進助成条例の一部改正を考えしているかどうか等について、委員長より、国会で一番問題となつたのは資源論であるので、試験船にかかる責任者の出席を理事者において措置されたいことについて（前水産部長の出席については規則に照らして決めるところ）それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、水産課長より答弁（一部答弁保留）、ついで川村委員（社）より、国会でとり上げられた密漁問題は今後道案達成に努力する際ガソとなるので全廃すべきものと思うがよく実態を調査されたいこと、資源論に関し金魚のようなキンキンや、ローソク

ぼつけを獲つてしまつて資源に影響ないとは考えられないこと及び発生量よりも少く漁獲を行えば残ると思うこと等について、委員長より、底魚の調査は道の試験船が行つているのか（関連して阿部委員（自民）より、実施者はだれかについて、松平委員（自民）より、十七年にすけそうの異常発生があつたと言つてはいるが二十八年に大正ハタハタと称して六十万貫も水揚げしている、これは八年たつたらどの位になるか、試験船の職員が一人も乗つていなかつた事実があるがこれで試験ができるのか、この試験は国から押し付けられたのか道から要請したものか等について、質疑及び意見があり）試験結果の発表方法（関連して沖野副委員長（自民）より、水試の部長は国の職員と兼務しているのではないかについて質疑、試験船の目的、隻数、費用、職員は乗つているか、報告書はどうなつてあるか等について、質疑、意見及び要望があり、水産部長、水産課長より答弁（一部答弁保留）の後、午後七時二十四分一旦休憩（休憩中協議を行い、次期委員会は九日に開くこと、禁止区域設定に対する資源論を反ぼくするため三日に正副委員長が上京折衝することを決めた）。午後七時四十六分再開の後、休憩中の協議事項について詰り、異議なくそのことに決定。

○九月九日 午前十一時十七分、第一委員室において開議、午後五時五十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

水産試験場長より、前回において保留された水産資源問題及び底曳試験調査船に関する委員長及び沖野副委員長（自民）の質疑に対する答弁を聽取（沖野副委員長よりの要望もあつて速記をとることとした）の後、底曳試験調査船に關し委員長より、前水産部長はこの船の目的は底曳が沿岸資源にどういう影響を与えるのを調査する

ということであつたがこれは今でも變つていなか、國及び道が調査する場合補助を出してやるのが普通だがこの場合逆に寄附を取つてやる理由等について、井野委員（社）より、調査船の目的が底曳の沿岸資源に与える影響の調査であるならば寄附金は沿岸漁民に出させるのが本当であると思う、委託船の推せんは各基地の組合からの推せんあるいは組合の自當船を水試が道と協議の上決め政府に申請しているというがこれらの組合は底曳組合であり調査船に名をかいた底曳のオーバーウォークであり、底曳のための調査と思われるがどうかについて質疑があり、水産部長及び水産試験場長より答弁、ついで松平委員（自民）より、これは前水試場長が引き受けってきたものであるが當時寄附金の面で取引があつたことについて、沖野副委員長（自民）より、二十九年八月に小樽の試験船（第二北光丸）をつかまえた時水試職員が乗つてをらず、また稚魚も獲つていたので故三沢委員が密漁の誘発を心配して当時の部長に「こんなものは止めさせるべきだ」と意見を述べた際部長は「大部資料も出たのでそろそろ止めてもよいと思うが一存では決めかねるので協議して決める」と言つていたことに関連して今後の試験はどうあるべきかはつきりしてほしい、通信士及び船長に委嘱しているというがまさかれる人か、今後継続して調査する必要があるかどうか等について、阿部委員（自民）より、この試験船についての初めから変遷経緯、また主導者は水産府、道、水試のどれか、船の選定については組合推せんを協議の上水産府に許可申請した場合そのまま難なく許可されたか、この調査は底曳が一番適当と思うか等について、それぞれ質疑及び意見があり、午後零時四十五分一旦休憩、午後二時十四分再開の後、休憩前の質疑に対し水産部長及び水産試験場長より答弁、ついで答弁に関連して川村委員（社）より、底曳業者に委託してやらせるのであれば專業でないのでは損をすると思うが普通は補助をしてやるのに反対に寄附を取るのはおかしいのではないかと質疑、水

産課長より、この調査は東北各県船の入会問題に端を発しており国として予算措置ができなかつたため水産府から底曳連合会に依頼し資金については寄附金を出してもらうことになつたと答弁の後、阿部委員（自民）より、この入会については道東方面は則成会を作つて全面的に反対した、結局百五十隻の入会が強行されたが當時北海道は入会させるだけ資源にゆとりがあつたのか、資源調査は最も必要であり、かつ半端な調査ではどうにもならないが試験船は年間満度に勤いでいるか等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、ついで沖野副委員長（自民）より、水試が出版している資源報告書に使われている漁獲が資源に及ぼす影響が少いという文句の解釈に関連して酷漁と乱獲の使い分け及びその資源に及ぼす影響、禁止区域拡大問題に影響を与えた資源論に関連して斜めそり、ほつけ、かに、かれいの洄游地帯及び時期と生棲数、漁獲による影響とはどの位が関連して乱獲とはどの位か、酷漁とはどの位か、宗谷のはたての減少理由は調査したか、かすべての調査をどうしてやらないか、底魚調査はかれいを獲るためにやつてているのか、網目、漁具はどういうものを使つているか、地帶別の調査対象魚種等について質疑があり、午後三時九分一旦休憩、午後三時三十五分再開の後、水試資源部長より答弁、ついで沖野副委員長（自民）より、採算の関係からかれない資源の減つたところではすけそうやほつけを追うことになると思うがこれではかれいの調査ができず予定した資料ができないのではないか、沿岸でやつた資源調査の結果、三十二年の漁獲推定数、三十二年に北海道周辺に洄游してきたすけそうの数量及び漁獲による影響があつたかどうか、すけそう及びほつけについては三十年にどの位漁獲すれば乱獲となるか、底曳によるかすへの漁獲数、宗谷のほたて資源は重要であるがどう思つてゐるか等について質疑及び意見があり、水試資源部長より答弁の後再び同副委員長より、水産府が使つた漁獲数は何年の資料によるものか、三十二年及び三

十三年において海流が資源に著しく影響を与えたかどうか、根本問題として資源の全体量をつかんでいなければ獲つたら資源に影響があるかないかがわからないのではないか、ほつけの大型のものが減少している理由（関連して井野委員（社）より、もうそくほつけを獲ると二世の発生を絶つと思われるがこの場合乱獲とならないか、現在のはつけの生棲状態よりみて今までどおりの漁獲で影響はないか、影響は稚魚の環境に支配されるのか等について質疑があり）科学的調査の結果漁獲による資源への影響はあまりないといふが現在の底曳船二百九十一隻による漁獲をこのまま続けて今後十年ないし十五年後に影響がないか（関連して松平委員（自民）より、意見があり）、すけそう及びほつけについてはいつから科学的調査を始めたか等について質疑及び意見があり、水試場長及び資源部長より答弁、ついで委員長より、沿岸漁民は底曳が稚魚を乱獲すると言っている、利害の相反する一方の底曳に試験を委託し、また寄附金をもらっている、いやがつていい業者もある、これは社会通念上まづいのではないかと質疑があり、水試場長より答弁、明日午前十時から再度審議を続行することとした。

○九月十日 午前十一時二分、第一委員室において開議、午後七時十三

分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

昨日の審議に引き続き、沖野副委員長（自民）より、水産資源の枯渇ということに対しても三十二年の知事施政方針にも、また底曳総合対策案にもうたつてあるが知事施政方針等については当然水試の考え方が折り込まれるものと思うがどうか、三十二年知事施政方針で一海況異変により資源的に影響を来たしている云々……』と説明されているが昨日の水試側の説明では海況異変による資源的影響

はないと言つてること及び昨年第一回定例予算委員会において前漁業調整課長は「渡島、桧山のすけそ、ほつけ漁業については暫時将来性は失われつつあり、これらの漁種に対しては転換すべき旨」の答弁を行つてことに対する見解等について質疑があり、水試場長より答弁、（一部保留。）、ついで同副委員長より、底曳総合対策案の目的の項に「本道の中型機船底曳網漁業は……更には底曳魚族の生活環境の搅乱、幼稚魚の乱獲等の弊害を生じ、資源の恒久的な維持管理の上に少からざる影響をもたらしつつある……」とうたつてゐるがこれを認めるかどうかと質疑、水試場長が原文を見るため答弁を保留して午前十一時十三分一旦休憩、午前十一時二十分再開、水試場長より保留分についての答弁を聴取の後、答弁に関連して沖野副委員長（自民）より再度にわたり質疑、水試資源部長及び水試場長より答弁の後、同副委員長より、桧山渡島のはつけ、すけそうについてはこのように減産の一途にあり他に転換すべきとの意見が出されているが、試験場側としては当分研究の終るまで現在のまま漁獲していくつて採算がとれると考えるか、前漁業調整課長の答弁についてはほつけはともかくとしてすけそうについては認めたと解してよいか等について質疑、水試場長及び水試資源部長より答弁、ついで同副委員長より、昨年当初議会予算委員会における林委員（自民）の質問に「……資源乱獲による浅海対策云々……」と述べているが、この資源乱獲ということを認めるかどうかと質疑、水試場長が原文をみるために午前十一時四十七分一旦休憩、午後二時四十分再開の後、水試場長より答弁、午後二時四十二分一旦休憩、午後五時十三分再開の後、底魚資源問題についての本委員会の結論として①底魚資源の委託調査船の運営については好ましくない点が認められるので妥当ではない、よつて改善すべきであること、②現在の中型機船底曳網漁業による漁獲は資源に悪影響を与えているものと認められる、よつて善処すべきであることの二点について理事

者に善処方を求めるに決定、次に関連事項として川村委員（社）より、先の委員会において質問をした六十余隻のえび桁網について現地調査の結果松田代議士の指摘したような事項が認められたかどうか、またえび桁漁業が底曳類似漁業の行為をしていると指摘されたがえび桁漁業の漁獲におけるその他の漁種とはいかなるものを指すか、底魚資源調査に關し底曳委託（七隻）以外の委託調査状況（魚種、海域隻数）等について質疑、水産部長及び水試場長より答弁、ついで同委員より、試験調査は特定地域によらず全道的のものを調査すべきでないか、また釧路海域のみ三十隻も委託せしめる理由について質疑の後午後五時三十八分一旦休憩、午後五時五十分再開の後、水産部長より答弁、ついで川村委員より、釧路海域の委託船三隻には水試場員が乗つてゐるかどうか、三十二年六月より三十三年三月までのえび試験調査による漁獲は全体の八%でその他が九十二%、金額にしてえび三十万でその他が七十万となつてゐるがこれでは一体何を試験調査しようとするのかわからないがこの数字に対する見解（関連して、阿部委員（自民）より、えびの試験は一度に相当の効果は期待できず逐次率が上るものと思うがどうか、釧路の場合一番獲つてゐたのが中型底曳であり年間二千ないし三千万円を上げていたと思う、しかし試験調査においても逐次率が上り海域も広くなつてきていると思うがどうか、えび桁網に対する現地調査の際類似行為等は見受けなかつたかどうか等について、沖野副委員長（自民）より、釧路海域の試験場直営船二隻はいつからこの試験調査を行つてゐるか、また操業期間及び試験データーはどうなつてゐるか、網走及び紋別のデーターはどうか、試験調査の結果を水試月報に掲載しているかどうか等について質疑があり）等について質疑、水産部長、水試場長、水産課長より答弁、ついで川村委員（社）より、試験調査ということは経済的に不安定なものであり、この損害を埋めるためのえび以外の魚種に対して漁獲努力に拍車を加えるこ

となると思うが釧路海域の三十隻は多すぎるとと思うと意見があつた後、午後六時三十分休憩、午後七時五分再開の後、えび桁網漁業問題については次期委員会まで保留することについて詰り、異議なくそのことに決定、ついで沖野副委員長より、えび桁漁業に関し、紋別、網走、釧路の試験実施当初と現在の年別データー及び各海区別の産卵時期、釧路及び留萌の広範な漁場調査を行つたかどうか、えび漁法については桁網の外に漁法はないものか、噴火湾における本漁業廃止の理由はえび資源がなくなつたからか、水試月報に試験結果が増毛の一部しか載せていない理由等について資料提出方を要求した後、禁止区域改訂問題に対する上京折衝について詰り、委員長に一任と決定。

文教林務委員会

○九月十日 午後二時十分、副議長室において文教林務小委員会を開議、午後三時二十三分散会、小委員長 安達徳太郎（無）

① 伊藤（弘）委員（自民）より、足寄町大与地地区並びに上川町白川地区の林野と農地の競合問題及び愛別村愛山地区の開墾進捗状況等現地調査の経過について報告、河野委員長（社）より、現地調査の補促報告の後、小委員長より、全般的にいえることは林地と農地の区分をはつきりさせる必要があること、造林地ばかり除けばよいといふのではなく傾斜地は林地として残すべきでないか、伊藤（弘）委員より、大与地地区については現在入植している人の生活を考え考慮すべきであること、愛山地区は家から離れた高台で營農がなりた

たないが現在一戸当たり平均所有一町九反では増反も必要だから返還せよとはいわないが更に五十町歩の払下げはことわるべきでないか、小委員長より、今後造林したところは指定地であろうところうと買収の対象としないこと、道有林などは今迄の買上げたところが完全に開墾が成功するまで買収や払下げを中止してもらうことを開拓部に申し入れてはどうか、河野文教林務委員長（社）より、

この際今迄に取得したところの整理がかんじんであること等についてそれぞれ意見があり、河野委員長より、(1)大与地については酪農を主とした農家経営とし傾斜地は除くこと。(2)白川地区についてはすでに買収が決定したところであるが林業を主体とした農家経営とするよう計画の面で話し合うこと。(3)愛山地区については農耕不適地については返還してもらうこと他については開墾を促進することとの三点を文教林務委員会の意見として開拓部に申し入れてはどうかについて発言があり、小委員会としては河野委員長の発言のような骨子で次回の連合審査会にのぞむこととし、連合審査会において意見調整の上本委員会に報告することに異議なく決定した。

(2) 森林企画課長より、新開拓制度に伴う農地局、林野庁の共同通達の内容について説明を聴取、河野委員長より、調整費の開拓部に対する予算配分の基礎及び林野庁のこれに対する見解、中野(定)委員（社）より、林野庁から開拓部に流す調査費は林務でいくら開拓部でいくらとひもをつけてもらう必要があるのではないか等について質疑及び意見があり、森林企画課長より答弁。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○九月四日 午前十一時二十八分、第一委員室において開議、午後零時二十八分散会、委員長 岩本政一（自民）

① 委員長より、去る八月二十五日開催の開発審議会にオブザーバーとして出席した状況並びに国庫補助率引上げに関する中央折衝の経過を報告書によつて報告、企画本部長より補促報告があつた後、異議なくこれを了承、ついで増田委員（社）より、開発庁長官の話の中で寒地農業特別立法化についてはふれないと云う感覚を受けたがこの点の考え方について質疑。委員長より応答、岩田委員（自民）より、農家負債額について農林当局と数字が喰い違つておりこのような数字は算定の基礎がわからぬすぐでると思うがどうなつてゐるか、また農務、農地開拓部及び総合開発企画本部の各部で出している数字が喰い違つてることについて、秋山委員（協ケ）より、二十五団体で調査された内容とも違つてゐることであるがどうしてこのような数字が出るのかその理由、食糧増産のため國において排水溝を施行したがその後手入をしないため崩壊している所があると聞いているがこれらについてどのように考えているかについて質疑、企画本部長より答弁。

② 次に委員長より、農家負債整理と税制の問題に関する本委員会の取扱いについて諮り、岩田、塚田、秋山各委員より意見があつた後、

農家負債整理対策の件については現在の寒冷地小委員会で取扱うことにし、各部間に数字の喰い違ひのないように調整をしてもらうことに決定、なお税の軽減と開発事業に伴う地方負担軽減の問題は開発促進小委にやつてもらうこととした。

③ 総務部次長より、昭和三十四年度開発予算要求（開発序案）の内容について説明を聴取、委員長より、補助率について昨年との比較状況、岩田委員より、要求総額と第一次五カ年計画残事業とのかみ合せはどうなつているかということについて質疑、企画本部長より答弁。

○九月十七日 午前十一時二十三分、第三委員室において総合開発促進

小委員会を開議、午後零時二十四分散会、小委員長 太

田益夫（社）

小委員長より、先に中央における開発審議会において永田委員が税制の問題特に固定資産税について市町村に財源を付与することにより減税することの問題を打出し審議会においてもこれを小委員会に付託して検討を行うことになりこれに必要な資料の調査を道に協力を求められたことについてその後の資料作成の経過及び資料の内容について説明を聴取の後今後の進め方を協議する旨を述べ、企画本部長、地方課次長より北海道における固定資産税過重負担の是正に関する資料に基づきそれぞれ説明を聴取、ついで企画課長より、政府与党の減税問題に関する中央の動きについて説明があつた後、新川委員（社）より、是正措置を政府に要望する場合、もつと明確な根拠とそれを裏付ける数字を示さなければ中央にもつて行つても意見の出しそうがないのでそのような資料を作成してほしい旨、また塚田委員（社）より、中央では固定資産税を下げなければならぬといつているがその理由とする所についても道全体の地方財政に影響

してくるし末端市町村がどう受けてやつていけるか具体的な問題もある旨それぞれ意見があり、企画本部長、地方課次長より答弁、新川、塚田、朝日（協ク）各委員より、是正の根拠となる資料の作成方法及び市町村財政に与える影響等について種々意見があり、小委員長より、本日は当小委員会で始めて今までの経過と出された資料を検討して質疑があれば行い資料の要求があればまとめて次回より本格的に検討に入りたい旨を述べ異議なくそのことに決した。

○九月十八日 午前十一時三十分、第三委員室において寒地農業確立

策小委員会を開議、午後零時四十分散会、小委員長 伊

藤作一（自民）

① 企画本部長、農務部長より、北海道における農家負債問題に関する資料（北海道における負債問題の発生、借入金の重圧負債化、負債整理の対象とすべき重圧過度負債額、道の負債整理対策、要望対策）に基づき説明を聴取、深山委員（自民）より、負債発生原因の中には不時の支出があるがどういうものがあるかについて、塚田委員（社）より、最近の中央の動きについて、道下委員（社）より、本道の負債問題を解決するといわれる百三十億は道が現在支出している四十億と長期低利資金で入っているものを除いた額が、また負債額別の農家戸数及び地帯別のものを調査してあるかどうかについて、秋山委員（協ク）より、本道における農家の負債総額六百四十一億の内訳及び三十二年から三十三年に持ち越される延滞額百四十二億の内訳、また中央に対してはどうしても何とかしなければならないものを理論づけて持つていかなければならないことについてそれ質疑及び意見があり、企画本部長、農務部長、農政課金融係長より答弁、小委員長より、負債の分析を早くやつて中央折衝を行う

必要がある旨を述べ、中央折衝の時期方法について協議するため、

午後零時十五分休憩、午後零時十八分再開。

②

農務部長より、中央に提出する資料作成の考え方について説明を聴取、小委員長、道下委員より次の議会開会中までに資料がまとまるかどうかについて、増田委員（社）より、負債整理の問題に加えてもつと寒地農業の確立という基本的なものを含めたものの検討を進める必要があるのではないかということについて質疑。農務部長より答弁、秋山委員より、今あまり窓口をひろげないで早急に対策を講じなければならないものを先にやる必要がある旨の意見があり、小委員長より、本問題については第三回定期道議会の開会中までに資料を整えてもらいその後に検討することにしたい旨を述べた。



公 開 会 議

全国都道府県議會議長会

○九月十七、十八の両日 東京都議会第二委員会室において参与会を開催、標準「都道府県議会傍聴人取締規則」案作成について及び標準「都道府県議会委員会条例及び会議規則」の問題点について研究協議した。



議長と出席議員数の計算（法二一六）

（昭和二六、五、一一 地自行発第一二〇号）
大阪市議会事務局長宛 行政課長回答



問

議長と出席議員数の計算との関係及び議長の表决権の関係等について、次のことく解してさしつかえないか（但し、二については、この場合にも議長を出席議員数の計算に入れるべきであるとする一都市がある。）

一 法第百十三条の「議員の定数の半数」には、当然議長を計算に入れる。（議長もまた定数の構成員であるから。）

二 法第百十六条第一項（過半數多数決）の場合、過半數算出の基礎たる出席議員の計算には、議長を入れない。

（本項規定の出席議員とは、表決権を有する議員を意味すると解する。従つて表決権を有しない議長は、これを出席議員数の計算に入れないと解する。）

三 特別多數決（三分の二以上多數決等）の場合には、議長は表決権を有する。従つてこの場合は、当該議長も出席議員数の計算に入れる。

（法第百十六条第二項の議長の表決権の排除は、過半數多数決の場合に限定されているものと解され、且つ、特別多數決の場合には、議長は裁決権行使することがないから、当該表決権を有すると解する。）

四 法第百十八条第一項の決定には、議長は表決権と裁決権をあわせて有すると解してさしつかえないか。

（法第百十六条第二項の規定は、議長が決定に加わる権利を排除していないから。）

答 一、二、三 お見込のとおり。

四 法第百十六条の規定の適用をうけ、裁決権のみを有する。

過半数の意義（法七八）

問 投票による議決の場合、棄権及び白票は、出席議員の中に含まれるか。

答 採決の際議場に在る議員で当該事件につき表決権を有する者はすべて法第百十六条にいう出席議員に該当する。

法第七十八条にいう過半数とは、有効投票の過半数を意味するものであつて、

（昭和二五、六、八 自行発第九三号）

名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答

出席議員（法二一六）

（昭和二五、六、八 自行発第九三号）

名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答

過半数について

地方行政疑義問答集

④ 過半数について

会議の諸原則について

議長と出席議員数の計算との関係及び議長の表決権の関係等について、次のことく解してさしつかえないか（但し、二については、この場合にも議長を出席議員数の計算に入れるべきであるとする一都市がある。）

一 法第百十三条の「議員の定数の半数」には、当然議長を計算に入れる。（議長もまた定数の構成員であるから。）

二 法第百十六条第一項（過半數多数決）の場合、過半數算出の基礎たる出席議員の計算には、議長を入れない。

（本項規定の出席議員とは、表決権を有する議員を意味すると解する。従つて表決権を有しない議長は、これを出席議員数の計算に入れないと解する。）

三 特別多數決（三分の二以上多數決等）の場合には、議長は表決権を有する。従つてこの場合は、当該議長も出席議員数の計算に入れる。

（法第百十六条第二項の議長の表決権の排除は、過半數多数決の場合に限定されているものと解され、且つ、特別多數決の場合には、議長は裁決権行使することがないから、当該表決権を有すると解する。）

四 法第百十八条第一項の決定には、議長は表決権と裁決権をあわせて有する

と解してさしつかえないか。

（法第百十六条第二項の規定は、議長が決定に加わる権利を排除していないから。）

答 一、二、三 お見込のとおり。

四 法第百十六条の規定の適用をうけ、裁決権のみを有する。

（昭和二四、一、一六 山連第一二〇号）
山口県下松市議会議長宛 連絡行政部長回答

投票率の多寡はあえて問うところではない。

九 議場において異議はなかつた。

一〇 議長投票は単記か連記かを議会にはかる。

一一 連記投票を絶対過半数で賛成につき、議長は投票により委員を選任することを決す。

議長不信任の議決（法一二六）

（昭和二三、八、七 白発第六一七号
福岡県議会事務局長宛 自治課長回答）

問 議長、副議長の不信任案の議決は、法第百十六条により決すべきものと思われるがどうか。

答 お見込のとおり。

常任委員の選任手續（法一二六）

（昭和二七、七、三 地自行発第三三四号
広島県総務部長宛 行政課長回答）

問 当町議会は、第一百九条の規定によつて次の方法で常任委員の選任をしたところ、これにつき決定の翌日において異議の申立があり、現在その処理に支障をきたしている。選任は違法か又は有効か無効か。

一 議長は可決された条例に基き常任委員を議会において選任するため選任の方法を議会にはかる。

二 審議員せんこうによつて選任することを発言 賛成一人

三 審議員投票によつて選任することを発言 賛成二人

四 議長先に投票により選任を可とする者を挙手により決す可（挙手したもの）

十一人、否（挙手しないもの）十三人

五 議長せんこうにより選任する可とする者を挙手により決す可（挙手したもの）十一人、否（挙手しないもの）十三人

六 現に議席にあつた議員は二十四人

七 議席から議長採決の声が出た。

八 議長これにつき可否同数と解して投票により選任する旨を決した。

助役の選任（法一二六、一六一）

（昭和二五、四、六 白自行発第四一号
福岡県総務部長宛 行政課長回答）

問 一 任期満了による助役の再選任を議会に同意を求めたところ、投票の結果賛

一〇、否一〇、無効一となり不同意になつた。

二 同一助役を会期の異なる議会に提案し同意を求めたところ、投票の結果賛成一〇、否一〇となり議長これに賛成採決し助役選任は決した。右の議決は

有効か。

答 有効である。

白票の取扱い（法二一六）

（昭和二五、五、一二、自行発第六二号）
広島県議会事務局長宛 行政課長回答

問一 議員の定数の半数（定足数三〇人）での会議において、投票により採決を行つた結果、可十四票、否十四票、白票二という場合、可否同数として議長の裁決で否決したとき、出席議員の過半数は一六人で、否決した数は一人で、議長の採決を加えても出席議員の過半数に達しないが、合法的議決となるか。また、この場合議事多数決の原則により採決の方法を変えて再度採決すべきか。

二 一と同条件で投票の結果可十四票、否十三票、白票三票の結果になつた場合、可の十四票は出席議員の過半数ではないから当然否決となる。この場合白票は一種の無効投票として棄権とみなし、出席議員から除外すると解すれば、可の十四票は過半数となり可決となる。また、この場合三人を出席議員から除外するとすれば、出席議員が定員数を欠くことになると思われる。この場合の処理はいかにすべきか。

答一 法第百十六条第一項後段の規定により、議長が裁決すべきである。

二 可否いずれも出席議員の過半数に達せず、当該議案は成立しないこととなり、否決されたと同様の結果になる。

白票の取扱いと議長の裁決権（法二一六）

（昭和二五、八、二四、自行発第一八一号）
宮城県議会事務局長宛 行政課長回答

は可否いずれも半数であることを必要とするのであるが、白票又は棄権があつた場合には可否いずれとも表明しないものが出席議員中に含まれるのであるから、可否同数が出席議員の可否各半数に限るという解釈にはなり得ない。また、議長は、議員として議決に加わる権利は有しないのであるから、議長の裁決権を一票と解することはできない。あくまで可否についての裁決の権限を有するものと解すべきである。従つて、可否同数であれば、議長は裁決権を行使しうるものと解されたものである。

白票の取扱い（法二一六）

（昭和三二、五、一一、自行発第六二号）
埼玉県総務部長宛 行政課長回答

問 白票の取扱いについては、既に行政实例（昭和二五、五、一二、広島県議会事務局長宛）があり、一方昭和二八、九、二五日別記（略）のごとき高等裁判所の判例がある。実例として矛盾する点についていかなる見解を有しておられるか。

答 昭和二五年五月一二日付広島県議会事務局長及び昭和二五年八月二四日付宮城県議会事務局長宛の行政实例は変更するものでないからこれによつて承認されたい。なお、当序としては地方自治法第百十六条第一項にいう「出席議員」とは、あくまで採決の際議場に在る議員で当該事件につき、適法に表决権を有する者の意と解しているから念のため申添える。

白票は「否」と決めた場合の議長裁決（法二一六）

（昭和三二、一、六、自行発第一八九号）
新潟県総務部長宛 行政課長回答

問 法第百十六条の疑義について昭和二十五年五月十二日自行発第六二号広島県議会事務局長宛、貴職の回答一において法第百十六条後段の規定により議長がこれを裁決すべきであるとの御回答であるが、この場合同法前段の出席議員の過半数の原則に反する結果となつても議決は有効となる解釈であるが、若しかかるときはその法的解釈について明示願いたい。

答 前段、お見込のとおり、後段、法的にいへば、通常の場合は、可否同数と

は可否いずれも半数であることを必要とするのであるが、白票又は棄権があつた場合には可否いずれとも表明しないものが出席議員中に含まれるのであるから、可否同数が出席議員の可否各半数に限るという解釈にはなり得ない。また、議長は、議員として議決に加わる権利は有しないのであるから、議長の裁決権を一票と解することはできない。あくまで可否についての裁決の権限を有するものと解すべきである。従つて、可否同数であれば、議長は裁決権を行使しうるものと解されたものである。

取扱い可否同数となつた。よつて法第百十六条第一項後段にいう可否同数として議長裁決を行つたのは違法であるか。

答 お見込のとおり。

議長の裁決権（法二一六）

（兵庫県総務部長宛 行政課長回答）

問 法第百十六条第二項は議事に關することであつて、議事の採決については、議長は投票の権利を有しないが裁決権を有するか。

答 過半數議決の場合、議長は裁決権を有するだけで議員としての表决権を有しない。

白票について（法二一六）

（昭和八、六、二四 行政実例）

問 市会ニ於テ議決ノ可否ヲ投票ニ依リ諸ヒタル出席議員三六名ノ内可トスル者一八名否トスル者一五名可否ヲ表明セサル（白票）者三名アリタル場合可否同数ト謂フヲ得ス。

無効投票があつた場合の議長の裁決権（法二一六）

（昭和三一、一〇、五 自行発第一六五号）
新潟県総務部長宛 行政課長回答

問 助役選任の同意を求める議案について、議会は無記名投票によりその可否を挙げることとしたところ、その結果は出席議員（議長を除く）三十四名中同意を可とするもの十四、否とするもの十四、白票四、無効二（單に○を記載したもの）となつた。白票の取扱については議長は投票前にこれを無効とすることについて議会に諮つたところ全員に異議がなくその旨を宣言していたので、法第百十六条第一項後段の規定により裁決による同議案を可決した。この場合、

- 一 議長の裁決権行使は正しいものであり議決は有効であると解すべきか。
- 二 一の場合が有効な議決であるとすれば法第百十六条第一項前段の過半數議決の原則との関係は如何に解すべきか。

答 一 お見込のとおり。

二 昭和二五年八月二四日、自行発第一八一号、宮城県議会事務局長宛行政課長回答により承知された。

問 議長が自ら討論に加つた場合は、その事件の裁決前に議長席に復し裁決権を行使するのが当然であると考えられるがどうか。

答 議長が討論に加わり、更に副議長が討論に加わるときは、副議長が議長席にならざるべきである。しかるに、出席議員いすれも副議長になることを好まないような場合には、流会になることも予想されるところであるが、「議長が討論したときは、その問題の議決が終るまで、議長席に復することができない」とするには、議案の審議の公正を期する上から、通常会議規則に規定されているところであつて、御照会のような事態を防止するために、会議規則を改正して討論の終つた議長を議長席に着かせるとしても、それによつて必ずしも議事の進行が促進されるとは限らないのみならず、法第百十六条の議長は、その会議の議長について規定しているにすぎない。

（昭和二五、七、一四 自行発第一二八号）
福岡市議会事務局長宛 行政課長回答

九月のメモ

- 1 ○第二回国際原子力和平利用者会議開幕。
- 2 ○農林省八月十五日現在の播種概況を発表、史上二番目の豊作予想。
- 3 ○英、クリスマス島で水爆実験。
- 4 ○王子争議労使折衝始まる。
- 5 ○北教組道教委に管理職手当撤回を要求。
- 6 ○藤山外相カナダ向け出発。
- 7 ○王子争議正式団交開始、物別れ。
- 8 ○農政課、本道の産米予約申込みまとめる。二百四十九万五千石、政府要請の百二十六%。
- 9 ○アイク台湾の安全保障のため米軍の使用も辞せずと声明。
- 10 ○春斗一資休暇で小林日教組委員長逮捕される。
- 11 ○日銀政策委で五日から公定歩合一厘引下げを決定。
- 12 ○岸、鈴木会談で政府勤評中止の申入れを拒否。
- 13 ○士別市教委十五日全市休校することを組合側に申入れ。
- 14 ○外務省中国領海宣言認めぬと情報文化局長談を発表。
- 15 ○社会党勤評反対斗争で拳銃として日教組を支援することを声明。
- 16 ○周中国首相、台灣緊張緩和のための米・中会談再開を提案。
- 17 ○米、中会談再開提案を歓迎と公式声明。
- 18 ○札幌地裁王子争議の仮処分決定。
- 19 ○東京六大学野球秋季リーグ戦開幕。
- 20 ○イシコフ漁業相帰國。
- 21 ○ベニス映画祭で無法松の一生グランプリ受賞。
- 22 ○フソ連首相台灣問題でアメ大統領に書簡送る。
- 23 ○白山丸舞鶴入港。
- 24 ○米原子力委本年度米の大西洋の核実験は終了したと発表。
- 道P.T.連北教組などに十五日の実力行使の回避を要望。
- 道都市教委連勤評問題について道教委に実施については長い研究期間をおいて協議せよと要請。
- フエドレンコ新駐日ソ連大使着任。
- 道小中校長会で十五日の授業カット基本態度を決定。
- 道高校長総会勤評全国試案に反対態度。
- 横路節雄氏知事選出馬を受諾。
- 藤山外相ワシントン入り。
- 米英、ソ連に核実験停止会談の開催受諾を回答。
- 藤山、ダレス会談で安保条約再検討に合意。
- 英クリスマス島で今夏三度目の水爆実験を行う。
- 道地労委王子争議に職権あつせんを決定。
- 北大、学大の教官有志百二十五人道教委に勤評の再検討を要望。
- 道教委勤評試案について時日をかけて関係団体と協議して結論を出すと北教組に回答。
- 文相勤評斗争に声明。
- 王子争議、会社側地労委あつせんを拒否。
- 道教委勤評試案について時日をかけて関係団体と協議して結論を出すと北教組に回答。
- 山田、柳会談で日韓会談今週中に再開に意見一致。
- 米大統領台灣海峡問題でソ連首相へ返書。
- 岸首相勤評問題で談話を発表。
- 日教組勤評白紙に返し再検討せよと声明。
- 学者グループの勤評問題あつせん不調。
- 王子争議、第一組合と警官隊衝突、五藤道議ら五人逮捕。
- 北教組十五日の授業打切り回避を指令。
- 大相撲秋場所開幕。
- 第十三回国体夏季大会開幕。
- 台灣海峡問題に干する米・中会談開く。(ワルシャワ)
- 日教組勤評反対統一行動実施。
- 王子争議第二組合員五百八十六人工場に入構、会社側ロツクアウト宣告

- 網走管内道議補選に佐野法幸、藤枝義見氏当選。
○第十三回国連通常総会開く。
○ソ連台灣海峽問題で日本に抗議の覚書送る。
○外務省、ソ連の抗議覚書に非公式見解を発表。
○ソ連 国連総会に核実験停止取上げよと要請。
○国連総会議長にマリク氏（レバノン）当選。
○中労委、王子争議あつせん事實上放棄。
○社会党道連臨時大会開く、知事候補に横路節雄氏を承認。
○モスクワ放送核実験米英統行すればソ連も再開すると示唆。
○文部省新學習指導要領を発表。
○藤山外相国連総会で一般演説、台灣問題の平和的解決と核実験の永久停止を要望。
○グレス長官国連総会で米中会談失敗すれば台灣問題を国連に持込むと演説。
○ソ連国連に軍縮覚書を提出。
○岸首相日・中問題静観の態度を堅持すると声明。
○台風二十一号道東をかすめる。
○台風二十一号伊豆半島に上陸、被害相当出る。
○アルジエリア民族解放戦線、臨時自由アルジエリア政府の樹立を宣言。
○ネバダで核実験行う。
○国連総会一般委員会で中国の国連加盟たな上げ案可決。
○ソ連首相、米大統領に覚書を送り中國への攻撃はソ連攻撃とみなすと警告。
○米大統領、台灣問題についてのソ連首相の書簡を笑き返す。
○日教組中執委で勤評反対第二波斗争を十月二十八日に行うことを決定。
○ソ連首相、米大統領のフ書簡拒否で声明を発表。
○自民党道連、道議選挙第一次公認候補四十三氏決する。
○國鉄道支社十月一日からの冬ダイヤ発表。
○国連総会で中國代表権問題たな上げを決定。
○米英国防相会談で軍事力の準備体制急ぐと共同コミュニケ発表。
○自民国民党年金制度要綱案を発表。
○社会党鈴木委員長來道。
- 五藤道議釈放。
○炭労第二十一回臨時大会開く。（九、三〇閉会）
○全学連動評粉碎第二次統一行動。
○第三回定例道議会開会。
○藤山外相帰国。
○ビルマに無血革命、陸軍が政権を獲得。
○第三次南極観測隊員三十三人決る。
○青函連絡船欠航。
○全道小中校長会で勤評問題に独自の態度を堅持すると声明。
○台風二十二号東日本を襲う各地の被害甚大。
○台風二十二号東日本に上陸、被害相当出る。
○東京中心に列車運転中止続出。
○プラサドインド大統領来日。
○青函連絡船欠航続く。
○台風二十二号本道太平洋岸に被害。（死者四、行方不明二十）
○勤評反対道民大会開く。（札幌）
○台風二十二号の全国被害死者行方不明あわせて千人以上に上る。
○周中国首相对台湾問題について米の干渉許さずと声明。
○日・中関係打開道民大会開く。
○大相撲秋場所閉幕。（優勝若乃花）
○フランス新憲法国民投票ではば承認される。
○第三十臨時国会開く。
○札幌で道警パトロールカー歩道に突込む。（一人死亡二人重傷）
○米原子力委、ソ連は核実験を再開したと発表。
○国会両院で施政方針 外交演説を行う。
○農林省原料いも、でんぶん、買入れ価格まとまる。

昭和三十三年十月二十日発行

北海道議会時報
(第十卷第10号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局